

最低制限価格の算定式の見直しについて

最低制限価格の算定式を下記のとおり見直すこととしたので、お知らせします。

記

1 見直し内容

(1) 最低制限価格の設定範囲

範囲の上限を予定価格の10分の9.2から10分の9.3に見直します。

2 施行日

令和5年1月16日以降に公告等を行う契約案件から適用します。

※ただし、見直し後の算定基準は、令和5年1月16日以後工事発注公表を行う案件について適用し、令和5年1月15日以前に工事発注公表を行った案件で、令和5年1月16日以後に入札執行するものについては、従前の算定基準を適用します。

3 参考（最低制限価格の算定方法について）

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

《最低制限価格算定式》

$$\text{設定金額} = (\text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68) + \text{消費税相当額}$$

※ 最低制限価格の設定範囲は、予定価格の10分の7.5以上。ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、予定価格の10分の7.5とし、設定金額が予定価格の10分の9.3を超える場合にあっては予定価格の10分の9.3とします。

【お問い合わせ先】 総務部計理課契約係
直通 (03) 5381-3372